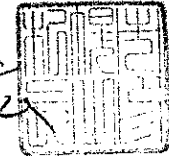


札幌市税規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年12月 26 日

札幌市長

秋 元 克 広



札幌市規則第 67 号

札幌市税規則の一部を改正する規則

札幌市税規則（昭和39年規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
様式1（その1） (1)	様式1（その1） (1)

改正前

(略)

①この納税通知書で収める税額(普通徴収)

(略)

(略)

②公的年金から特別徴収(天引き)される予定額

(略)

※(略)

③来年度の公的年金から特別徴収(天引き)される予定額

(略)

※(略)

○普通徴収分の税額は、裏面に記載の金融機関等で直接納付してください。
○(略)

(略)

改正後

(略)

①この納税通知書で収める税額(普通徴収)

(略)

(略)

②公的年金から特別徴収(天引き)される予定額

(略)

※(略)

③来年度の公的年金から特別徴収(天引き)される予定額

(略)

※(略)

○普通徴収分の税額は、領収通知書の裏面に記載の金融機関等で直接納付してください。
○(略)

(略)

改正前

所得 控 除 額 等 の 内 訳	(略)		扶養親族等の内訳	(略)
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(略)			
配偶者特別		(略)		(略)
(略)		(略)		

(略)

(略)

改正後

所得 控 除 額 等 の 内 訳	(略)		扶養親族等の内訳	(略)
	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(略)			
配偶特別・特親特別		(略)		特 親
(略)		(略)		

(略)

(略)

改正前

(略)

(2)

(略)

①この納税通知書で収める税額(普通徴収)

(略)

(略)

②公的年金から特別徴収(天引き)される予定額

(略)

※(略)

③来年度の公的年金から特別徴収(天引き)される予定額

(略)

※(略)

○普通徴収分の税額は、裏面に記載の金融機関等で直接納付してください。
○(略)

(略)

(略)

改正後

(略)

(2)

(略)

①この納税通知書で収める税額(普通徴収)

(略)

(略)

②公的年金から特別徴収(天引き)される予定額

(略)

※(略)

③来年度の公的年金から特別徴収(天引き)される予定額

(略)

※(略)

○普通徴収分の税額は、払込取扱票の裏面に記載の金融機関等で直接納付してください。
○(略)

(略)

(略)

改正前

(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)			
	(略)			
	(略)			
所得 控 除 額 等 の 内 訳	(略)		扶養親族等の内訳	
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
配偶者特別		(略)		
(略)				
(略)				

(略)

改正後

(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)			
	(略)			
	(略)			
所得 控 除 額 等 の 内 訳	(略)		扶養親族等の内訳	
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
配偶特別・特親特別		(略)		
(略)				
(略)				

(略)

改正前	改正後
(略) (3) (略)	(略) (3) (略)

改正前

(略)		(略)		(略)
		(略)		
所得 控 除 等 の 内 訳	(略)		扶養親族等の内訳	(略)
	配偶者特別			
	(略)			
(略)		(略)		(略)
(略)		(略)		(略)

(略)

改正後

(略)		(略)		(略)
		(略)		
所得 控 除 等 の 内 訳	(略)		扶養親族等の内訳	(略)
	配偶特別・特親特別			
	(略)			
(略)		(略)		(略)
(略)		(略)		(略)

(略)

改正前

(4)

(略)

(略)		(略)		(略)	
		(略)			
(略)	所得 控除 等 の 内 訳	(略)		(略)	
		(略)			
		配偶者特別			扶養親族等の内訳
		(略)			
(略)		(略)	(略)		
(略)		(略)	(略)		
(略)		(略)	(略)		

改正後

(4)

(略)

(略)		(略)		(略)	
		(略)			
(略)	所得 控除 等 の 内 訳	(略)		(略)	
		(略)			
		配偶者特別・特親特別			扶養親族等の内訳
		(略)			
(略)		(略)	(略)	特 親	
(略)		(略)	(略)		
(略)		(略)	(略)		

改正前	改正後
(略) (5) (略) (略) (略)	(略) (5) (略) (略) (略)

改正前

(略)		(略)		(略)	(略)
		(略)			
所得控除額等の内訳	(略)	扶養親族等の内訳		(略)	(略)
		(略)			
		(略)			
		(略)			
(略)		配偶者特別		(略)	(略)
(略)		(略)			

(略)

備考 (略)

改正後

(略)		(略)		(略)	(略)
		(略)			
所得控除額等の内訳	(略)	扶養親族等の内訳		(略)	特親
		(略)			
		(略)			
		(略)			
(略)		配偶特別・特親特別		(略)	(略)
(略)		(略)			

(略)

備考 (略)

改正前

様式40 (その1)

(略)		(略)		扶養の内訳		前	後	扶養の内訳		前	後
		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
		老人			その他障害者						
			同居								
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

改正後

様式40 (その1)

(略)		(略)		扶養等の内訳		前	後	扶養等の内訳		前	後
		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
		老人			その他障害者						
			同居				特定親族				
(略)		(略)		(略)		(略)			(略)		(略)
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

改正前

様式 65

(略)

(略)

(略)

④地区コード ⑤住民税番号

(略)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(略)

② 扶養控除 (配偶者除く)

控除額 万円

続柄

控除額 万円

続柄

(略)

⑥雑損控除 (略)

⑦医療費控除 (略)

5 給与所得以外の市民税・道民税の納税方法

(略)

(略)

(略)

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	
地震保険料控除	⑯	
寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱	
勤労学生・障害者控除	⑲～⑳	
配偶者(特別)控除	㉑～㉒	
扶養控除	㉓	
基礎控除	㉔	
⑬から㉔までの計	㉕	
雑損控除	㉖	
医療費控除	㉗	㉘
合 (㉕+㉖+㉗) 計	㉙	

(略)

(略)

改正後

様式 65

(略)

(略)

(略)

④地区コード ⑤住民税番号

(略)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(略)

㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除 (配偶者除く)

控除額 万円

続柄 特親

控除額 万円

続柄 特親

(略)

⑦雑損控除 (略)

⑧医療費控除 (略)

5 給与所得以外の市民税・道民税の納税方法

(略)

(略)

(略)

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	
地震保険料控除	⑯	
寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱	
勤労学生・障害者控除	⑲～⑳	
配偶者(特別)控除	㉑～㉒	
扶養控除	㉓	
特定親族特別控除	㉔	
基礎控除	㉕	
⑬から㉕までの計	㉖	
雑損控除	㉗	
医療費控除	㉘	㉙
合 (㉖+㉗+㉘) 計	㉚	

(略)

(略)

(略)

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。